



新聞購読の中途解約を申し出ると
景品の返還を求められた

《相談内容》

4年前に新聞購読の勧誘を受けた。勧誘がしつこかったので、商品券を受け取り、4年後からの購読契約を結んだ。

今月から購読が始まったが、入院することになったので販売店に中途解約を申し込むと、「景品として渡した商品券を返さないと解約には応じない」と言われた。どうしたらよいか。

(60代、女性)

《アドバイス》

新聞購読など期間の定めのある契約は、消費者側にも守る義務があるため、一方的な理由では解約できません。販売店との話し合いによって解約条件を決めることになります。

景品の上限額は、新聞公正取引協議会が「新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」で定めています。しかし、消費者が上限額を超える景品に誘引されて契約を結んだとしても、直ちにその契約の効果が否定されるわけではありません。

新聞購読の契約では、中途解約の申し出や解約時の高額な景品の返還を巡り、販売店とトラブルになる事例が少なくありません。さ

さまざまな理由から購読が難しくなる可能性もあるため、契約は先を見通すことができる期間でしましょう。また、景品につられて安易に契約しないようにしましょう。
不当な勧誘を受けたり、不本意な契約を結んでしまったりしたときは、すぐに消費生活センターに相談してください。



消費生活講演会

入場料 無料

とき 21日(月)10時~11時30分
ところ リージョンプラザ
演題 知れば安心! はっきり「いけん!」と言える
消費者トラブル講座
講師 落語家 林家染二さん
※希望者は直接、会場へ。
問い合わせ先 商工振興課
(☎0848・67・6072)



人権標語

(中学3年生の作品)

守りたい 君の笑顔と その人権

児童館へおいでよ！

申し込み先 児童館(☎☎兼用0848・67・1123)

赤ちゃん集まれ

とき 22日(火)
10時30分~12時
内容 助産師による育児相談など
対象 保護者と
2~10カ月児
定員 13組
用意する物 バスタオル

親子ストレッチ

とき 16日(水)
①10時~10時45分
②11時~11時45分
対象 保護者と①0歳児
②1~5歳児
定員 各30組

ママチャレンジ

とき 6月7日(木)
10時30分~11時45分
ところ 市民福祉会館5階
内容 アスリートウオーキング講座
対象 18歳未満の子の母親
定員 20人
参加費 無料 ※託児あり。
用意する物 運動靴

わいわいひろば

とき 15日(火)
10時30分~11時30分
内容 布絵本の読み語りなど
対象 保護者と
0~5歳児
定員 30組
参加費 50円



リトミックランド(音楽表現)

とき 18日(金)
①10時30分~11時
②11時15分~11時45分
対象 保護者と①1歳児
②2~5歳児
定員 各15組



親子でつくろう

とき ①24日(木)②25日(金)
10時30分~11時30分
内容 スタンプ遊び
対象 保護者と①0~1歳児
②2~5歳児
定員 各20組 参加費 100円

※いずれも申し込み先着順です。申し込み受け付けは5日(土)10時からです。
※開館時間は10時~18時です。月曜日は休館日です。